

住民票・戸籍関係証明の請求に当たっての注意事項

1. 請求権のある本人等

住民票・・・本人、同一世帯員
 戸籍・・・本人、配偶者、直系尊属(父母、祖父母)、直系卑属(子、孫)
 身分証明・・・本人のみ

2. 本人等以外からの請求について

①請求理由の記載

住民票、戸籍関係証明について上記本人等以外の方が請求される場合は次の(1)～(3)にしたがって請求の理由を記載してください。

(1)権利の行使・義務の履行のために請求される場合

権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために住民票・戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。

(2)国または地方公共団体の機関に提出する場合

住民票の写し、戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体名及び提出の理由を記載してください。

(3)その他の理由で請求する場合

住民票・戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。

②資料の提出

本市に備付けの公簿等により請求権の確認ができない場合には請求権を証する書面の提出を求め場合があります。

3. 本人確認について

窓口に来た方が本人であることを確認できる書類の提示が必要です。
 ※書類の種類により、あわせて口頭での質問をお願いする場合があります。

4. 権限確認について

窓口に来た方が、請求者の代理人または使者である場合には、代理権限または使者の権限を証明する書類が必要です。

5. 押印の要否について

交付請求書には窓口に来た方の自署が必要です。

6. 罰則

偽りその他不正な手段により、住民票、戸籍証明書等の交付を受けたものは、刑罰(30万円以下の罰金)が課されます。

7. 本人通知制度

佐伯市では本人通知制度により、事前に登録した方の住民票の写し、戸籍謄本等を第三者が取得した場合、一部の場合を除いて本人に交付の事実を通知します。

ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。

その他の証明等の請求・申請に当たっての注意事項

1. 請求・申請方法

	証明の種類	請求・申請権者	備考
①	臨時運行許可	制限無し	必要書類 ・臨時運行許可申請書 ・車検証等の原本 ・自賠責保険証の原本
②	転出証明書(再発行)	本人、世帯主	特になし
③	不在住証明	本人、同一世帯員	
	不在籍証明	本人、配偶者、直系尊属 直系卑属	
④	行政区証明	住所を置いている人	一部の事項の証明についてはどなたでも請求できません。詳しくは窓口でおたずねください。
⑤	住居表示証明	住所を置いたことがある人 新たに住所を置く人	
⑥	土地の表示変更証明	土地・建物所有者	

2. 請求権者以外からの請求について

③～⑥の証明を上記請求権者以外が請求する場合には住民票、戸籍関係証明に準じて請求の理由書を記載してください。
 また、本市に備付けの公簿等により請求権の確認ができない場合には請求権を証する書面の提出を求め場合があります。

3. 本人確認について

窓口に来た方が本人であることを確認できる書類の提示が必要です。
 ※書類の種類により、あわせて口頭での質問をお願いする場合があります。

4. 権限確認について

窓口に来た方が、請求者の代理人または使者である場合には、代理権限または使者の権限を証明する書類が必要です。

5. 請求書の記載について

交付請求書には窓口に来た方の自署が必要です。

6. 罰則

偽りその他不正な手段により、証明書等の交付を受けたものは、刑罰が課されます。

ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。